

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

松ヶ崎浄水場 大規模太陽光発電設備設置工事

### (2) 工事場所

京都市左京区松ヶ崎西山 松ヶ崎浄水場配水池他

### (3) 工事概要

#### ア 太陽光発電設備工事

- |                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| (ア) 太陽光電池モジュール(合計730キロワット以上) | 一式                     |
| (イ) パワーコンディショナ               | 100キロワット1面, 250キロワット3面 |
| (ウ) 集電盤                      | 100キロワット1面, 250キロワット3面 |
| (エ) 表示装置                     | 1台                     |

#### イ 受変電設備工事

- |           |    |
|-----------|----|
| (ア) 系統連係盤 | 1面 |
| (イ) 変圧器盤  | 1面 |
| (ウ) 電源分岐盤 | 1面 |

#### ウ 上記に関連する諸工事

掘削, 舗装工事等

### (4) 工期

契約の日から平成26年8月29日まで

### (5) 支払条件

#### ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

なお、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)を経て契約することとなった場合には、上記の4割を2割と読み替

えるとともに、中間前払金の支払対象外とする。

#### イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、契約時に中間前払金を選択した場合は、部分払を請求することはできないこととする。

- (6) 本件入札は、総合評価方式（簡易型）により行う。その概要は、5(1)及び(2)において示す。

なお、詳細については、公告の日から平成25年10月4日（金）午後5時まで、3(1)の場所で交付する「松ヶ崎浄水場 大規模太陽光発電設備設置工事に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

## 2 参加資格に関する事項

本件入札は、京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（工事）（以下「競争入札有資格者名簿（工事）」という。）における電気工事及び水道施設・機械設備工事の種目として実施し、参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(5)及び(6)にあつては、提出の日から参加資格の確認の日までの間）において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成25年度の競争入札参加有資格者名簿（工事）に登録されていること。
- (2) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「電気」又は「機械器具設置」の種目の総合評定値が1,000点以上であること。
- (3) 平成10年度以降に国内において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、設備容量が50キロワット以上の太陽光発電設備設置の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- (4) 建設業法に定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者又は主任技術者を配置できること。また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。
  - ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
  - イ 特定建設業の許可を受けた者であつて、下請発注額の合計が3,000万円

以上を予定している場合は、監理技術者（監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を配置すること。

ウ 平成26年4月1日から当該工事に専任で配置が可能な者であること。

なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、かつ専任の必要もない。

エ ウについて、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(5) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(6) 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(1) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

#### (1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成25年10月4日(金)午後5時まで

#### (3) 交付方法

(1)の用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

なお、落札者決定基準については、3(2)の期間に用度課で交付する。

### 4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

#### (1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(2)、(3)及び(4)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成25年10月4日（金）までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成25年10月11日（金）に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

工事の設計書及び図面については、平成25年10月23日（水）までに株式会社平安光業（京都市中京区間之町通御池上ル高田町503番地 電話075-231-1177）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。ただし、本件入札の設計図書の全部又は一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、購入をしないこともできる。

この参加資格の確認の通知日から平成25年10月23日（水）までの期間に設計書及び図面（京都市電子入札システムによりダウンロードして入手した部分を除く。）の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができないものとする。

なお、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年10月16日（水）までに、3(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成25年10月21日(月)までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

本件参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 2に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合(本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。)又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

オ 5(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。

カ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について、記載漏れのないように技術資料を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限

平成25年10月25日(金)

イ 提出場所

3(1)の場所

## (2) 技術資料の評価

落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件の配置予定技術者のうち、現場施工管理に専任として登録する者については、以下のとおり評価する。

平成15年度以降に元請として受注し、技術資料の提出期限までに完成済みの同種工事又は類似工事のうち、配置予定技術者が、監理技術者又は主任技術者として現場施工管理に専任で従事した実績を評価する。この場合において同種工事とは、730キロワット以上かつ高圧接続の太陽光発電設備を国内で施工した工事とする。類似工事とは、50キロワット以上かつ高圧接続の太陽光発電設備を国内で施工した工事とする。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、監理技術者又は主任技術者として従事していた場合で、かつ出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。

## 6 予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準の公表

予定価格については、4(4)の通知の日に公表する。また、低入札調査基準価格及び失格基準については、開札日に公表する。

## 7 入札期間及び開札日時

### (1) 入札期間

平成25年11月13日(水)、14日(木)及び15日(金)の午前9時から午後5時まで

### (2) 開札日時

平成25年11月18日(月)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

### (3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、3(1)の場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームページにおいて公表する。

### (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額にて入札すること。

## 8 落札者の決定方法及び低入札価格調査

技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度

の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、同制度による調査を実施するので、平成25年11月20日（水）午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)の場所において掲示する。

低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行う。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件については、調査辞退届の提出をもって、低入札価格調査資料が提出されたものとみなす。

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わない。

なお、最も高い総合評価点を得た者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

#### 9 低入札価格調査を経て落札者となった者の取扱い

(1) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する太陽光発電設備の設置に係る工事の入札には参加できないものとする。

(2) 本来の監理技術者又は主任技術者に加えて、同等の有資格者を担当技術者として1名追加配置するものとする。ただし、当該追加配置技術者についても、2(4)に定める条件を満たしていること。

また、当該追加配置技術者の配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

(3) 前払金を契約金額の4割から2割に引き下げることとする。

(4) 契約保証金を契約金額の1割から3割に引き上げることとする。

(5) 中間前払金制度を適用しないこととする。

#### 10 入札の無効

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。



- (2) 本件入札及び本件と開札日を同じくする他の同種工事の入札において、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る額の応札を複数の入札で行った場合は、その者の行った入札を無効とする。

#### 1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、低入札価格調査を経て契約することとなった場合には、上記の1割を3割と読み替えることとする。

#### 1 2 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札データを送信する際、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させること。

イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載すること（入札者が端末機利用者の場合には、併せて登録印を押印すること。）。

ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

エ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 本公告に関する問合せ先 3(1)の問合せ先に同じ。

(6) 設計図書等の内容や積算に関する質問は禁止する。

(7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）

とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (8) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (9) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

（上下水道局総務部用度課）